

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成27年7月14日

京都市長 門川大作

京都市規則第23号

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第79号）中第1条第1項の改正規定の施行期日は、平成27年9月24日とする。

（こころの健康増進センター）